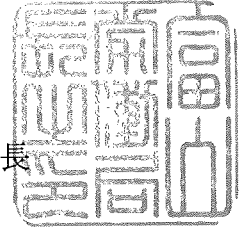


富労発基 1117 第 3 号
平成 27 年 11 月 17 日

建設業労働災害防止協会富山県支部長 殿

富山労働局長



平成 27 年度年末・年始労働災害防止対策強化期間の実施について

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、労働行政の運営、とりわけ労働災害防止対策の推進につきまして御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、富山県内における平成 27 年の労働災害の発生状況は、10 月末現在において 836 人となり、昨年同期に比べ 77 人 (8.4%) 減少しています。しかしながら、一時に 3 人以上の労働者が死傷する重大災害が 10 月末現在までに 6 件発生しており、昨年同期に比べ 2 件増加し、すでに昨年の年間件数と同数になっています。

また、近年の 5 年間 (平成 22 年～平成 26 年) での死亡災害は 60 人を数えており、本年においては 10 月末現在までに 11 人が死亡し、昨年同期を 2 人上回る状況となっています。

これから年末年始をひかえ、労働災害の発生件数が増えるおそれがあります。

どのような情勢下にあっても、労働災害はあってはならないものであり、これらのような重大な労働災害の増加に歯止めをかけるためには、関係者が一丸となって、さらに一層の労働災害防止対策の強化を図る必要があります。

このため、当局におきまして、労働災害の発生要因が今後増大することが懸念される年末年始に向けて、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間を「年末・年始労働災害防止対策強化期間」として別添の実施要綱を定め、期間中における労働災害防止対策の徹底を推進することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、傘下会員事業場における労働災害防止対策の取組について徹底を図っていただきますよう特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年度年末・年始労働災害防止対策強化期間実施要綱

富山労働局

1 趣 旨

富山県内における平成 27 年の労働災害の発生状況は、10 月末現在において 836 人となり、昨年同期に比べ 77 人 (8.4%) 減少しているところです。しかしながら、一時に 3 人以上の労働者が死傷する重大災害が 10 月末現在までに 6 件発生しており、昨年同期に比べ 2 件増加し、すでに昨年の年間件数と同数になっています。

一方、近年の 5 年間(平成 22 年～平成 26 年)での死亡災害は 60 人を数えており、本年においては、10 月末現在までに 11 人が死亡し、昨年同期を 2 人上回る状況となっている。

本年の死亡災害を業種別にみると、製造業 (3 人)、建設業 (3 人)、その他の事業 (3 人)、商業 (2 人) の順となっており、事故の型別では、交通事故(道路) (3 人)、崩壊・倒壊 (2 人)、墜落・転落 (1 人)、転倒 (1 人)、飛来・落下 (1 人)、はさまれ・巻き込まれ (1 人)、おぼれ (1 人)、その他 (1 人) であり、年齢別では、死亡 11 人中 6 人が 50 歳以上、2 人が 10 歳代となっている。

これら労働災害の発生原因をみると、安全衛生管理の不徹底によるものとともに、安全衛生意識の低下や欠如によるものもみられるところである。

かかる労働災害の動向に加え、これから年末にかけては物流が活発化するなど何かと慌しさが生じる中で、各種の業務や作業が輻輳し、大掃除、保守点検等の非定常作業が増加してくることや、寒冷や降雪等の厳しい気象条件等により一段と労働災害の発生しやすい状況になること等から、労働災害防止に特別の配慮が必要である。

このため、「平成 27 年度年末・年始労働災害防止対策強化期間」を設定し、本期間中の重点事項について事業場がリスクアセスメントに取組み、より一層の実効ある労働災害防止対策の強化を図ることにより労働災害の撲滅を期することとする。

2 重点事項

- (1) 墜落・転落災害の防止
- (2) はさまれ・巻き込まれ災害等動力機械による災害の防止
- (3) 火災・爆発災害の防止
- (4) 荷役作業における労働災害の防止
- (5) 交通労働災害の防止
- (6) 降雪、凍結による転倒等労働災害の防止
- (7) 雇入れ時又は作業変更時等の安全衛生教育、腰痛予防対策指針の周知等の実施
- (8) 第 3 次産業における安全管理者又は安全推進者の選任等の体制整備

3 強化期間

平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日まで

4 キャッチフレーズ

“ゆとりを持って安全確認 無事故で過ごそう年末年始”

5 事業場における実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着

- (3) 冬季の降雪、凍結等による転倒災害防止対策の徹底
- (4) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (5) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と4Sの徹底
- (6) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (7) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (8) 安全衛生パトロールの実施
- (9) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (10) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (11) 交通労働災害防止対策の推進
- (12) 化学物質管理の徹底
- (13) 腰痛予防、受動喫煙防止の対策の推進
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (15) インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
- (16) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示による啓発
- (17) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

6 局及び署における具体的実施事項

(1) 労働災害防止団体に対する協力要請事項（局）

- ① 安全パトロールの実施等自主的労働災害防止活動の強化
- ② 関係事業場における次の事項の確実な実施
 - イ. 経営首脳者による職場安全総点検の実施
 - ロ. 労働者の安全衛生意識の高揚に向けた効果的な取組
 - ハ. 危険性及び有害性等の調査（リスクアセスメント）の適切な実施
 - ニ. 交通労働災害防止対策の強化
 - ホ. 降雪、凍結等による転倒災害防止対策の強化

(2) 死亡災害等重篤災害防止に係る監督指導等の強化（署）

本期間中に、死亡災害等重篤災害の危険性の高い業種等を対象とした監督指導等を強化する。

(3) 労働災害防止団体が実施する自主的労働災害防止活動に対する支援（局・署）

各労働災害防止団体が期間中に実施する自主的な労働災害防止対策の取組に対する支援をする。

(4) 広報の実施（局）

- ① 記者発表の実施
- ② ホームページへの掲載